

# 日本共産党 3月議会に2本の意見書を提出

## 日本軍「慰安婦」問題について日本政府へ早期解決を求めるとの意見書（案）

戦後64年たった今も、日本軍「慰安婦」問題について、被害女性からの謝罪と補償を求める訴えが続けられています。人間としての名誉と尊厳を著しく傷つけられた被害者の思いは筆舌に尽くしがたいものがあります。2007年7月にはアメリカ下院において「日本軍が女性を強制的に性奴隷にした」ことを公式に認め、謝罪するよう日本政府に求める決議が採択されました。

その後、カナダ、オランダ、EU議会でも採択され、2008年には、フィリピン、台湾、韓国でもあいついで同様の決議が採択されました。さらに国連やILOなどの国際的な人権擁護機構からも繰り返し勧告や指摘がされています。

被害女性たちは、今、80歳、90歳の高齢になっており、一日も早い解決が求められています。政府は、1993年の河野洋平官房長官（当時）の「お詫びと反省の気持ちを申し上げる。」という「談話」を誠実に踏襲し、日本軍「慰安婦」問題被害者の公式謝罪と補償を求める声に耳を傾け、早急に問題の解決を図るよう求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

## 所得税法第56条を廃止することを強く求める意見書（案）

中小企業者は、地域の担い手として、大阪の経済の発展に貢献してきました。その中小企業を支えている家族従業者は、8割が女性であり、若者です。しかし家族従業者の働き分は、所得税法第56条に「配偶者とその親族が事業に従事したとき、対価の支払いは、必要経費に算入しない」とあります。この条文趣旨により、必要経費として配偶者の場合は86万円、家族の場合は50万円しか所得とみなされないため、社会的にも経済的にも全く自立できない状況となっています。税法上では、青色申告すれば、給料を経費にすることができですが、同じ労働に対して青色と白色で差をつけること自体まちがっています。

昨年、国連の女性差別撤廃委員会が日本政府に対して48項目の勧告を行いました。そのなかで、「所得税法第56条は、労働対価を必要経費として認めないことで否定的影響がある」というのが政府の見解はどうか」と質問されています。所得税法56条は、戦前の家父長制度のなごりであり、一人ひとりの人権を尊重する憲法に相反するものです。女性の人権を認めない戦前の時代遅れの税法が家族従業者を苦しめているものです。

よって政府および国会は、憲法の精神を生かし、民法、社会保障にもかかわる人権の問題として、所得税法56条を廃止し、自家労賃を必要経費として認めることを強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。



## 国の「地域活性化・きめ細かな臨時交付金」

### 交野市には9030万円の交付（H21年度補正予算）

『地域活性化・きめ細かな臨時交付金』による事業計画

事業名	内容	予定見込額(円)
市道星田傍示川線・市道妙見東本線 等	南星台2～3丁目の歩道・車道の道路舗装、縁石等構造物の修繕 妙見東1～2丁目の歩道・車道の道路舗装、縁石等構造物の修繕 等	30,000,000
あまだのみや幼稚園 くらやま幼稚園 あさひ幼稚園	屋上防水工事	38,000,000
いきいきランド通路改修工事	施設北側通路下の空洞化対応	20,000,000
小・中給食用昇降機改修工事	4校改修	13,400,000
旭小・三中ガス管改修	ガス管改修 大阪ガスから危険指摘	22,200,000
ゆうゆうセンター バリアフリー工事・防水工事	施設前カラー舗装改修、点字ブロック整備 屋上防水工事	20,000,000

国は、地域の活性化につながるきめ細かなインフラ整備などを図るため、「地域活性化・きめこまかな臨時交付金」を地方自治体に交付することを決めました。交野市への交付限度額は9030万7千円となっています。

（これを受けて、交野市は、平成21年度補正予算として、左のような事業を計画し、3月議会で審議が行われます。）

